

## 原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は、関西電力株式会社大飯発電所の3号機及び4号機について、再稼働を決定しました。

しかし、この再稼働に関しては、従来のストレステストのルールに加えて、わずか3日間で策定された新たな安全基準によって、安全性が確認されたとしているが、大飯発電所は、ベント時の放射性物質を除去する排気フィルターの設置や、オフサイトセンターの設置もされていない状況であり、再稼働ありきの判断だったとしか言わざるを得ない。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の後に、見直された安全宣言は、本来は原子力安全委員会の審議のほか、新設の原子力規制委員会の発足後に決定すべきものである。

そして、何よりも福島第一原子力発電所事故の検証が十分にできていない状況で、このような重要な安全基準の審議状況を国民に公開することなく策定したことに、大きな疑問を抱くものである。

福井県には、大飯発電所以外の発電所もあり、一年の3分の2の期間、福井県の風下にあたる羽島市は、万一、原発事故が発生すれば、わずか3時間足らずで放射能汚染の被害を受ける可能性の高い地域である。

よって、国におかれては、今後の原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、福島第一原子力発電所の事故の十分な検証を踏まえ、安全基準を見直し、再稼働の必要性について丁寧な説明を行い、地元自治体や周辺自治体も含めた地域関係者の理解を十分に得られることを強く要望する。また、新たな安全基準で大飯発電所の再稼働を検証することもあわせて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6月26日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣(原子力行政)・内閣官房長官